



トピックス1

令和6年能登半島地震からの復旧に向けた動き

第1部

トピックス

令和6（2024）年1月に石川県能登地方で発生した地震（以下「令和6年能登半島地震」といいます。）は、多くの死者・行方不明者や住宅、インフラ等の被害をもたらし、水産関係においても漁船の転覆、漁港施設や共同利用施設の損傷等の被害をもたらしました。以下では、主に令和6（2024）年度における令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた主な動きについて紹介します。

→第6章（4）を参照

〈漁業の再開に向けた動き〉

被災後、漁船や漁具などが使用可能な漁業者は、施設の復旧とともに順次操業を再開しました。また、漁港施設が被災した地域においては、仮復旧工事等に伴い操業を再開しています。

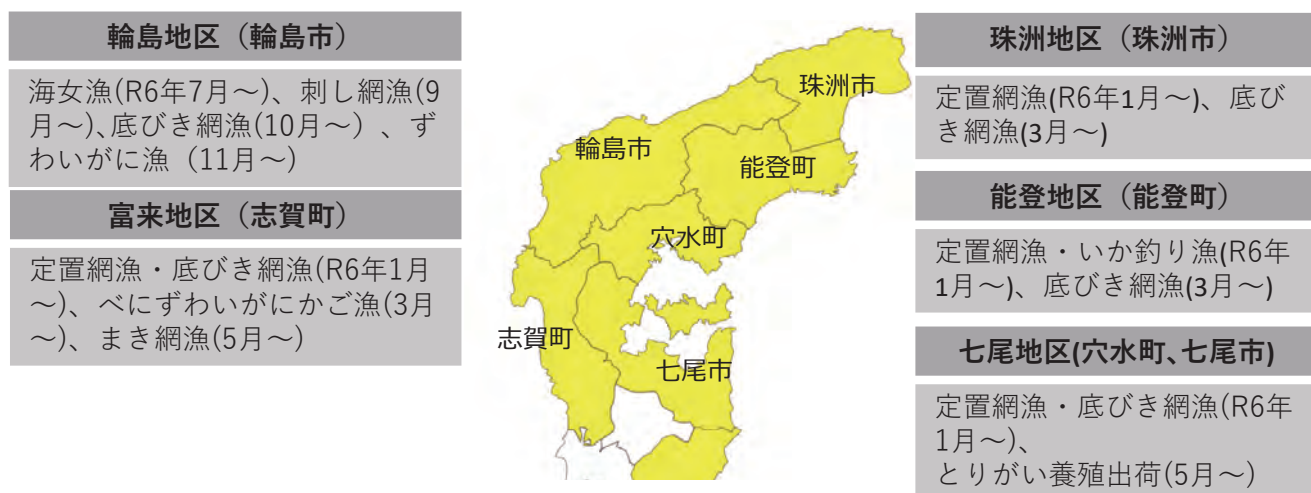
令和6年能登半島地震の直後の令和6（2024）年1月中には、定置漁業（志賀町、珠洲市、能登町、七尾市）、底びき網漁業（志賀町、七尾市）、小型いか釣り漁業（能登町）、えびかご漁業（志賀町）、かき養殖事業者の出荷（七尾市）が順次再開しました。また、富山県では同年1月から2月末までには漁業が再開し、新潟県及び福井県では操業上の大きな支障はありませんでした。

同年3月には、底びき網漁業（能登町、珠洲市）、べにずわいがにかご漁業（志賀町）が再開しました。同年4月にはべにずわいがにかご漁業（能登町）が再開し、5月にはまき網漁業（志賀町）、中型いか釣り漁業（能登町）が再開しました。

輪島地区では、同年7月に海女漁、9月に刺し網漁業、10月に底びき網漁業が再開し、11月の解禁日に応じて底びき網漁業によるズワイガニを対象とした操業が開始されました。能登半島北部の6市町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市及び志賀町）では、当面操業に必要な共同利用施設について復旧を完了するなどの環境整備により操業が順調に回復しました。令和6（2024）年通年で見ると、漁獲金額は対前年比66%、漁獲量で54%^{*1}となりましたが、秋冬シーズンの開始からは、漁獲金額（令和6（2024）年11月から令和7（2025）年1月）では令和5（2023）年比97%、漁獲量では同93%となりました。水産庁としては、引き続き被災地の操業の回復に向かって取り組みます（図表トピー1-1）。

*1 主に餌用のマイワシを含まない。マイワシを含めると、漁獲金額は対前年比66%、漁獲量は66%。

図表トピー1-1 漁業再開の状況



〔 主要地区漁獲金額・漁獲量 〕

	北部6市町計	石川県合計
R6年 (1～12月)	7,316百万円 (対前年比66%) 13,096トン (対前年比54%)	11,020百万円 (対前年比78%) 18,040トン (対前年比63%)
秋冬シーズン (R6年11月～ R7年1月)	3,477百万円 (対R5年比97%) 3,652トン (対R5年比93%)	4,510百万円 (対R5年比97%) 4,737トン (対R5年比99%)

- ・石川県とりまとめの令和6年1月から令和7年1月のデータを元に水産庁で作成
- ・主に餌用のマイワシを含まない。
- ・マイワシの漁獲金額・漁獲量として、令和6年に石川県で572百万円、10,526トン、北部6市町で568百万円、10,444トンがある。

資料：石川県からの報告に基づき水産庁で作成
注：令和7（2025）年3月31日時点

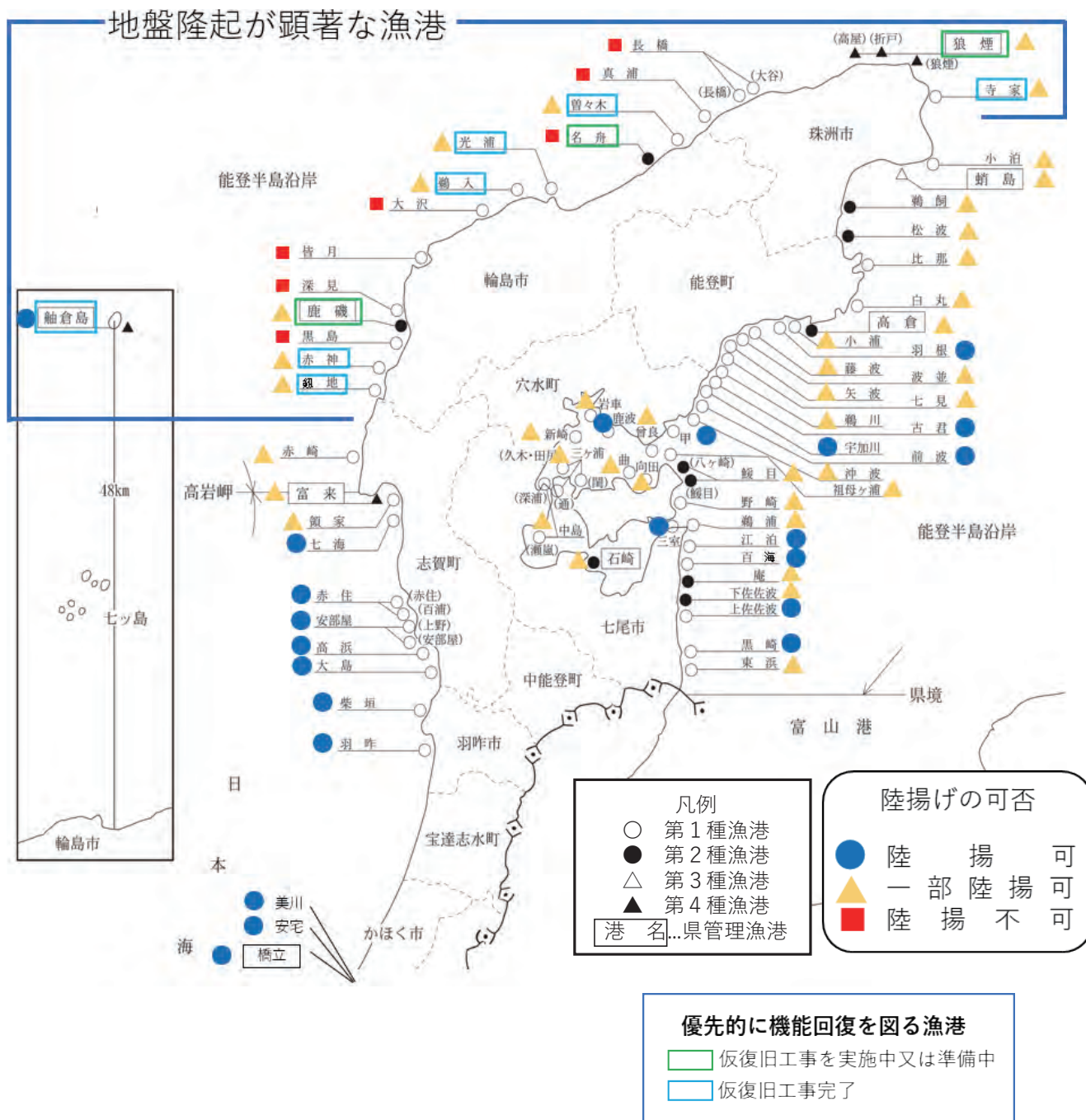
〈漁港施設の復旧に向けた動き〉

令和6年能登半島地震は、石川県外浦地域で地盤隆起が発生するなど漁港施設に大きな被害をもたらしました。地盤隆起等により甚大な被害を受けた漁港については、「短期的な生業再開のための仮復旧」と「中長期的な機能向上のための本復旧」の二つのフェーズに分けて復旧することとしています。このような被害を受けた16漁港のうち漁業の再開を優先する10漁港について仮復旧工事を実施し、引き続き本復旧工事に着手します。また、地盤隆起のない漁港については、応急工事を実施し、全ての漁港で漁業の再開に必要な陸揚げが可能となりました。

また、石川県等の施設管理者からの要請に基づき、石川県管理の狼煙漁港及び珠洲市管理の鵜飼漁港海岸について水産庁が災害復旧事業の代行を行っています。狼煙漁港においては、浚渫を実施したことにより、漁船の避難機能の一部が回復しました（図表トピー1-2）。



図表トピー1-2 能登半島の復旧・復興の状況



資料：石川県からの報告に基づき水産庁で作成

注：令和7（2025）年3月31日時点

狼煙漁港の工事の様相



浚渫により、泊地の利用再開

太平洋クロマグロを想定した漁獲量等の報告義務の確実な履行を図るための漁業法等の改正



漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律^{*1}が令和6（2024）年6月に成立しました。以下では、同法の背景や改正の概要について紹介します。

〈太平洋クロマグロの資源管理の強化〉

我が国漁船の太平洋クロマグロの漁場は中西部太平洋海域です。同海域におけるカツオ・マグロ類の資源は、我が国を含む26の国と地域が加盟する中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）により管理されています。WCPFCでは、太平洋クロマグロの資源量が歴史的最低水準付近まで減少したことを受け、平成27（2015）年1月から、小型魚（30kg未満）の漁獲を基準年（平成14（2002）～16（2004）年）の水準から半減させることや、大型魚（30kg以上）の漁獲を基準年の水準から増加させないことを内容とする保存管理措置の導入が決定され、我が国においても同措置に基づく漁獲管理を行ってきました^{*2}。平成30（2018）年からは、漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）による管理を実施しており、大中型まき網漁業やかつお・まぐろ漁業等の各大臣許可漁業等及び各都道府県にTACの配分等を行っています。

〈太平洋クロマグロの未報告事案の発生〉

このような数量管理を実施している中、一部の漁業者や産地仲買人がTACによる数量規制を不正に免れる目的で漁獲量の報告を行わなかった太平洋クロマグロの大型魚等が流通する事案が発生し、令和5（2023）年には産地仲買2社の社長と漁業者22名等が有罪となりました。このような事案は、これまでの関係漁業者による資源管理への取組をないがしろにするとともに、その信頼を根底から覆すものであり、我が国が実施する保存管理措置に対する国際的な信用を傷付けかねません。

これを受け、太平洋クロマグロの大型魚を想定しその資源管理の厳格化を図るため、漁業法^{*3}及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律^{*4}が改正されました。

〈漁業法の改正〉

漁業法においては、TACによる管理が導入された水産資源について、漁業者が漁獲量等を報告（以下「TAC報告」といいます。）する必要がありますが、今般の改正により、太平洋クロマグロの大型魚を想定した特別管理特定水産資源（資源管理に関する国際的な枠組み

*1 令和6年法律第66号

*2 平成27（2015）年1月からは自主的な管理とした後、平成30（2018）管理年度からは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく管理措置、令和3（2021）管理年度からは平成30（2018）年に改正された漁業法に基づく管理に移行。

*3 昭和24年法律第267号

*4 令和2年法律第79号

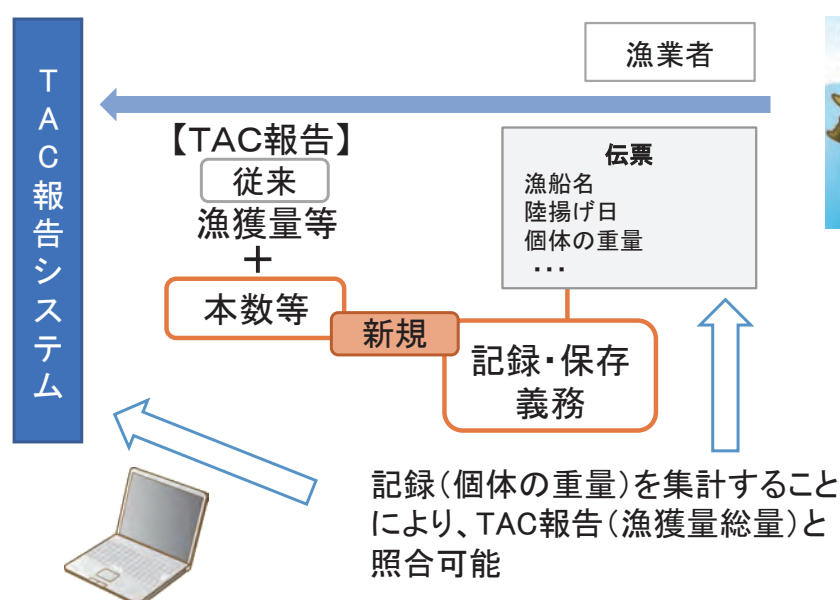


等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源）について、漁獲量に加え、採捕された個体の数を報告事項に追加するなどの以下の措置を新設しました（図表トピ-2-1）。また、漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則の新設等の改正が措置されました。

○TAC報告に関する令和6（2024）年の漁業法改正の内容

- 1) TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加。
- 2) TAC報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の保存を義務付け。
- 3) TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑を引き上げるとともに、法人重科を新設。
- 4) TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時に停泊命令を行えるよう措置。

図表トピ-2-1 漁業法の改正のイメージ



〈特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の改正〉

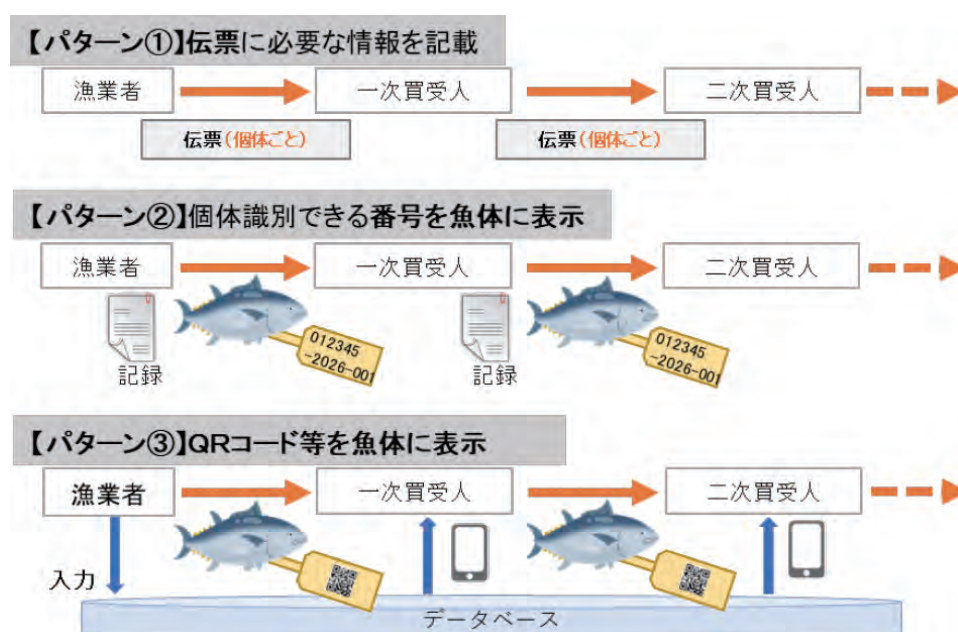
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物を取り扱う漁業者等の行政機関への届出、漁獲番号等の伝達、取引記録の作成・保存等を義務付けるもので、令和4（2022）年12月に施行されたものです。

今般の同法の改正により、太平洋クロマグロの大型魚を想定した特別管理特定水産資源等を特定第一種第二号水産動植物として新たに位置付け、これについて、船舶等の名称、個体の重量等の情報を伝達することなどを義務付けました。以下の1)のI)の情報伝達は、タグやQRコードを活用した方法も可能としています（図表トピ-2-2）。また、農林水産大臣が指定する者による適法漁獲等証明書の交付を可能とすること、事業者が情報伝達、取引記録の作成等の義務に違反したときの罰則を設けること等の改正が措置されました。

○令和6（2024）年の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の改正の内容

- 1) 漁業法の特別管理特定水産資源等を「特定第一種第二号水産動植物」と定義し、以下の事項等を義務付ける。
 - I) 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達
 - II) 取引記録の作成・保存
 - III) 輸出時の適法漁獲等証明書の添付
- 2) 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則を新設。
- 3) 農林水産大臣が指定する者による適法漁獲等証明書の交付が可能となるよう措置。

図表トピー2-2 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の改正のイメージ



〈漁獲監理官の設置による漁獲物の監視・検査体制の強化〉

これらの法改正のほか、太平洋クロマグロ等の資源管理の実効性を高めるため、令和6（2024）年4月に、漁獲監理官を設置し、従来の漁業取締船による洋上監視に加え、漁獲物の陸揚港における漁獲量報告の監視・検査体制を強化しました。これらの取組により、太平洋クロマグロをめぐるTAC報告を偽る事案の再発防止や保存管理措置の履行の厳格化を図っていくこととしています。



赤潮による被害の継続



赤潮は、植物プランクトンが大量発生し海水の色が変わる現象であり、魚類養殖業等に大きな被害をもたらします。赤潮が発生する要因として、窒素、リン等の栄養塩類、海水温、塩分、日照、競合するプランクトン等が複合的に影響することにより発生することが指摘されています。

近年、八代海等を中心に大規模な赤潮被害の発生が続いており、以下では、その発生状況や漁業被害に対する対策等を紹介します。

〈近年、八代海・橘湾において大規模な赤潮被害が発生〉

令和6（2024）年5月から8月までにかけ、八代海、橘湾等において赤潮が発生し、長崎県、熊本県及び鹿児島県においてカンパチ、シマアジ、ブリ、トラフグ等の養殖魚のへい死が発生し、漁業被害額は約31.3億円（令和7（2025）年3月末時点）に達しました。

近年、同地域では大規模な赤潮の発生が継続しています。令和4（2022）年には、八代海で発生した赤潮により、熊本県及び鹿児島県において約20億円の漁業被害をもたらし、令和5（2023）年には、八代海及び橘湾で発生した赤潮により、長崎県、熊本県及び鹿児島県において約27億円の漁業被害をもたらしています（図表トピー3-1）。

図表トピー3-1 近年の八代海等における漁業被害額

県	令和4（2022）	5（2023）	6（2024）年度
熊本県	19.7億円	15.4億円	14.8億円
長崎県	—	11.0億円	15.5億円
鹿児島県 （八代海）	0.09億円	0.5億円	1.0億円
合計	19.8億円	26.9億円	31.3億円

資料：各県調べ（令和7（2025）年3月末時点）。



赤潮被害の様子（写真提供：長崎県）

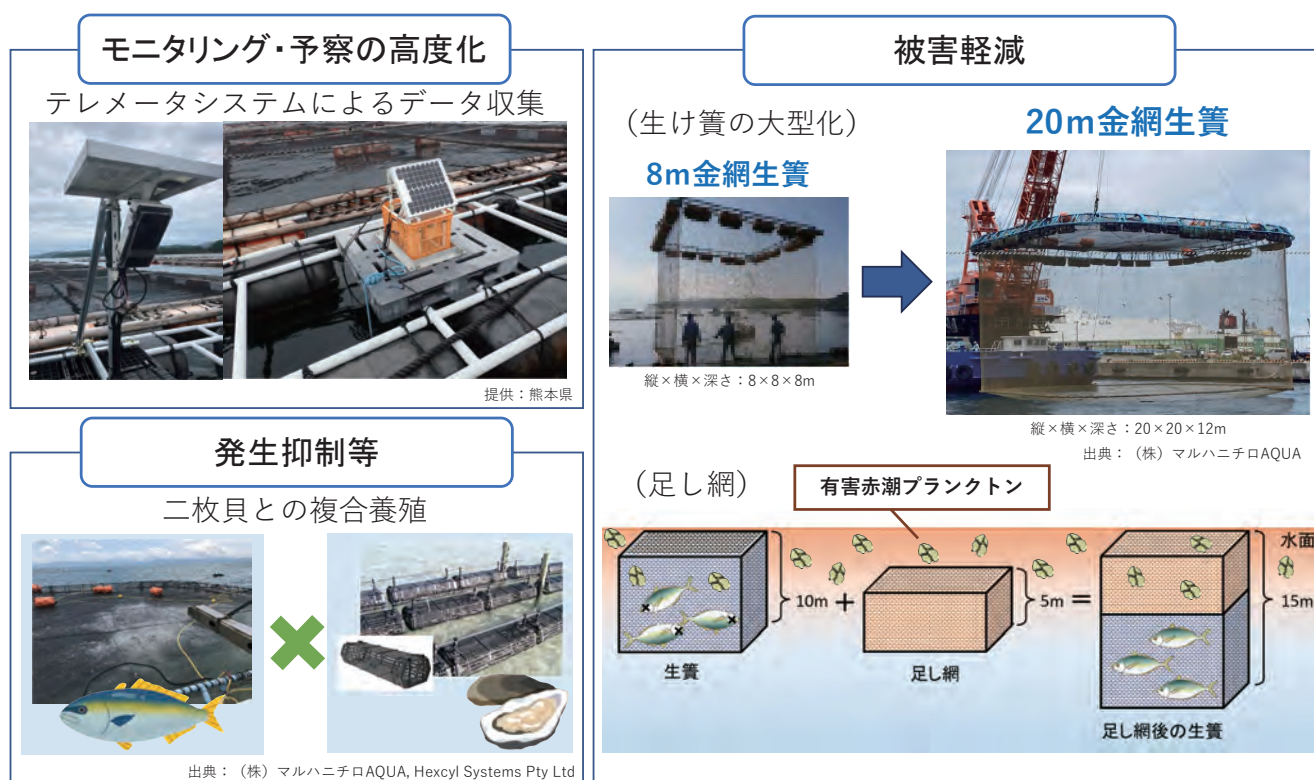
〈赤潮の被害軽減対策としてモニタリング体制の強化、足し網の導入等へ支援〉

赤潮による漁業被害の軽減対策として、水産庁は、これまで関係地方公共団体、研究機関等と連携し、赤潮発生のモニタリング技術の開発・実証、赤潮の発生メカニズムの解明等による発生予察手法の開発等に取り組んできました。また、赤潮の被害軽減技術として、足し網、生け簀沈下による被害軽減手法の開発とその手引きの作成、有害赤潮プランクトンの駆除剤及びその散布手法の開発、高濃度酸素を用いたブリ類の救命手法の開発等を行いました。

令和6（2024）年度に発生した赤潮被害に対しては、今後の被害を軽減させるためのモニタリング体制構築や発生抑制対策等の実証を支援するとともに、被害軽減対策の導入を支援しています（図表トピー3-2）。

また、有明海や八代海等では、底質の泥化や有機物の堆積等、海域の環境が悪化し、赤潮や貧酸素水塊の発生等がみられ、二枚貝をはじめとする水産資源をめぐる海洋環境が厳しい状況にある中、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律^{*1}に基づき、関係県では環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、国の支援の下、有明海及び八代海等の再生に向けた各種施策を実施しています。

図表トピー3-2 赤潮による主な漁業被害軽減対策



*1 平成14年法律第120号